

佐賀市議会定例会議案説明

(令和 8 年 9 月 1 日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明いたします。

はじめに、説明に先立ちまして、令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨においてお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々及びその御家族の方々に心からお見舞い申し上げます。

＊

＊

それでは、提出議案の概要について、御説明いたします。

まず、補正予算議案についてです。

今回の補正予算は、制度改正に伴う対応のほか、緊急を要する経費などについて、所要の補正措置を講じております。

第 7 3 号議案「一般会計補正予算（第 3 号）」及び第 9 1 号議案「一般会計補正予算（第 4 号）」を合わせた一般会計補正予算の補正総額は約 1 8 億 5, 4 0 0 万円で、補正後の予算総額は、約 1, 2 1 8 億 9 0 0 万円となっております。

以下、主な内容を御説明いたします。

はじめに、第 7 3 号議案「一般会計補正予算（第 3 号）」についてであります。

まず、地域新電力会社設立事業についてです。

この事業は、民間企業との共同出資により、清掃工場においてごみの焼却熱を活用して発電した電気の小売事業を行う地域新電力会社を設立するものです。

現在、この電気は、市外の事業者を通じて公共施設等に販売・供給されているため、今回設立する地域新電力会社がその役割を担うことにより、電気料金等の資金の市外流出を防ぎ、新たな経済活動を生み出すことで、地域完結型の電気の地産地消を実現するものであります。

次に、本庁舎 1 階南区画改修事業についてです。

この事業は、来庁者の方の利便性向上のため、本庁舎 1 階南側にコンビニエンスストアを設置するための改修を行うものです。

本市では、限られた経営資源を有効活用し、市民サービスを維持向上することを目的とした市役所機能のリデザインに取り組んでいます。本事業は、その一環として、庁舎内のスペースを市民の方が気軽に利用できる憩いの場として有効活用するものであります。

続いて、第 9 1 号議案「一般会計補正予算（第 4 号）」、学校体育館スポットクーラー整備事業についてです。

この事業は、近年の猛暑による影響を踏まえ、児童生徒の熱中症対策や、災害時に避難所として活用される市立小中学校体育館の利用環境の向上のため、令和 8 年熊本地震を契機とした佐賀県の予算措置に呼応して、市立小中学校の全ての体育館に

スポットクーラーを整備するものです。

本市では、体育館への本格的な空調設備の整備に向けた検討を進めているところですが、それに先行して今できる対策を速やかに講じるものであります。

以上、「一般会計補正予算（第３号）」及び「一般会計補正予算（第４号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、繰越金、市債、諸収入等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部並びに特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

＊

＊

次に、条例議案について、御説明いたします。

第８１号議案「佐賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」は、農業集落排水地区の排水処理施設を統廃合し、効率的な事業運営を行うことで、下水道事業の経営を安定的に持続するため、諸富北部地区の排水処理機能を蓮池地区の施設に集約するものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。